新しくなりました！

高梁市販路開拓・販売促進支援事業補助金制度

高梁市では、市内の中小企業者の新たな販路開拓を支援するため、自社のウェブサイトの作成や販売サイトへの登録、展示会や商談会への出展に係る経費の一部を助成します。

1 対象となる

○次のいずれにも該当する中小企業者とします。

1. 中小企業基本法に定める中小企業者の方

2. 市内に事業所を有する法人又は市内に事業所を有する個人の方

3. 既に納期の到来した市税等を完納していること。

4. 風営法に基づく届出を要する事業を営んでいないこと。

2 対象となる事業及び経

事　　業	対 象 経 費
ウェブサイトの作成	・自社ウェブサイトの開設またはリニューアルに係る経費 ・外国語に対応したウェブサイト整備のための翻訳料　等
ECサイトへの登録	・新たな販路開拓に関わるECサイトへの登録料 及び登録した年度分の利用料
商品販売に係る広告宣伝	・自らの製品等の販売に直接必要となる新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等の広報媒体を活用した宣伝に要する経費 （掲載料、チラシの折込料、記事作成料、出演料等） ※チラシの作成費は対象外
展示会等への出店	・展示会等への出展に係る経費（出展料、展示装飾料、備品使用料） ・製品等の搬送に係る経費（輸送料、運搬業務委託料、レンタカー利用料） 拡充 ・展示会場までの交通費（タクシーを除く公共交通機関利用料） ※自ら開催する展示会等は対象外

3 補助金額

補助対象経費の2分の1以内の金額で、補助上限額は10万円です。

・補助金額は各事業の総額2分の1以内で補助上限額10万円とします。

拡充 ※1事業者あたり1年度に1回限りの申請となります。 ※千円未満の端数については、切捨てとなります。

4 申請期間

・申請は随時受け付けます。ただし、必ず**事業開始前**に申請してください。

・予算がなくなり次第、申請受付を終了します.

裏面に申請方法を記載しています ➡

5　申請方法等

（1）補助金の申請

「申請書（様式第1号）」に以下の書類を添えてご提出ください。

①事業計画書（様式第2号）

②対象事業経費が分かる書類（内訳書、見積書等）の写し

③市税等の未納がないことの証明書 またはこれに代わる書類

④その他必要と認める書類

・事業の概要がわかるもの（掲載イメージ、展示会のパンフレット等）

（2）補助金の交付決定

市が補助金の交付決定通知を送付します。

（3）補助対象事業の実施

通知がお手元に届き次第、事業に取り掛かってください。

※事業内容に変更が生じた際は「変更（中止）申請書（様式第5号）」を提出してください。

（4）補助対象事業の完了

補助対象事業の完了後「実績報告書（様式第7号）」に以下の書類を添えてご提出ください。

①実績報告書及び事業経費明細書（様式第8号）

②補助対象事業に係る支払いを証する書類（領収書）の写し

③その他必要と認める書類

・補助対象事業を実施したことを確認できるもの（掲載物、実施状況の写真　等）

（5）補助金の確定

市で実績報告書の内容を確認後、補助金の確定通知書を送付します。通知がお手元に届き次第、以下の書類を提出してください。

①請求書

②振込口座の内容（金融機関名・支店名・口座番号・名義）が印字されている部分の通帳の写し

※市へ債権者登録がある場合は不要

6　その他

（1）展示会等については、当該年度内に実施・終了するものに限ります。

（2）販売を主たる目的とした展示会や他の団体から同種の補助金を受けて出展する展示会は、対象となりません。その他の補助対象事業も事業者が負担した経費のみが対象となります。

（3）申請書等の必要書類は、高梁市産業振興課またはウェブサイトからダウンロードできます。

↑高梁市ウェブサイト

《申請書等提出先・お問い合わせ先》
高梁市産業振興課　商工労働係
TEL：0866－21－0229
E-mail：sangyo@city.takahashi.lg.jp